- 〇 主文
- 一 原告の本件訴えをいずれも却下する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。
- 〇 事実
- 第一 当事者の申立
- 一 原告
- 1 (一次的請求)

被告が原告に対してしたた面接指導の処分が無効であることを確認する。

- 2 (二次的請求)
- 被告が原告に対してした面接指導の処分はこれを取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 二 被告

主文第一、第二項同旨。

第二 請求原因

原告(昭和三八年一月六日生)は、昭和五〇年四月宇都宮市立姿川中学校に入学し、以後三年間同校に在学していたものであり、被告は児童福祉法(以下法という。)一五条に基づき設置された栃木県中央児童相談所の所長として、同法一六条所定の所務を掌握し、また、同法二六条所定の措置権限等を有するものである。 二 本件行政処分

1 本件処分の経緯

2 本件面接指導の行政処分性

(一) 本件面接指導処分は、行政事件訴訟法三条に規定する行政訴訟の対象となる行政処分である。

決定がされた場合、この種の処分に対し、不服申立の途が開かれているか否かにつ き、例えば犯罪少年の審判不開始、不処分決定の場合についていえば、一四歳以上 の非行少年に対し、非行事実を前提として言い渡した決定が、いわゆる不処分決定 あるいは不開始決定である場合に、非行事実の存在を前提にして決定を言い渡して いる以上、右事実認定を、公権的に是正しうる途を閉ざしてしまうことは、少年の 人権保障の見地からみて適当でなく、少年法二七条の二第一項の類推解釈により、 少年の名誉回復めため、必要がある場合、これを(不処分、不開始決定)取り消すことができ、不開始、不処分という決定も処分行為であり、これに対する不服申立ができると解されている。そして、少年法の不処分や審判不開始の処分と同じように、警察官の通告による触法少年に対し間接指導をあって終了する旨の最終処分が なされた場合でも、他の措置同様行政機関の意思の発動として児童に一定の法律関 係の影響を与える点に徴し、これをもつて行政処分であるといわなければならな い。すなわち、本件において、少年法に規定する下処分、不開始処分の決定を受けた場合と同様、原告は本件面接指導により、放火行為をなした者という判断を受ける不利益の受認を強制される結果となり、かつ、それ以上の他の措置を要しない処分として、つまり刑罰に触れる行為をした県童につき行為の程度が軽いとみられるところから、他の措置をしないで右の受忍の強制という効力を生ずる最終的処分と して面接指導なる処分を受けたものであり、これは行政庁たる被告がその優越的な 地位に基づき公権力の発動としてした行為で、原告の法律上保護された権利ないし 法的保護に値する利益を侵害するものであつて、抗告訴訟の対象となる行政処分に 該当するというべきである。もしこのように解し得ないとするならば、警察官から の通告による触法少年に対し、何らの判断処分もされずに終了することになり、これは法が通告に対し法二六条・二七条などで、県童相談所に何らかの対応義務があることを規定して児童の福祉を図つていることと全く矛盾する結果となり、到底容 認することができず、また、一四歳以上の犯罪少年の場合、いずれの保護処分につ いても、争いの途が開かれており(少年法三二条、二七条の二第一項)、 下の触法少年についても、本来いずれの保護処分措置についても争いの途が認めら れなければならないのに、ひとり面接指導の場合についてのみ争いの途がないとすれば、余りにも両法の間には差が生じ、触法児童について大きな不利益を与えるものとなる点に照らしても、面接指導が行政庁の処分によつて私人がその効果を否定 できないような法的効力をもつものとして、これについて不服の対象となる行政処 分と解さなければならない。

(二) 本件面接指導は、以下の理由からしても、行政事件訴訟法三条に規定する行政庁の公権力の行使に当たる行為というべきである。中国を指導のであるとの認定を受忍強要というであるとの認定を受忍強要というである。児童相談所が触法少年に対し、面接指導だけで終了するというである。児童相談所が警察官からの通告にかかる認定と嫌疑を追認されて、で、これは児童相談所が警察官からの通告にかかるで、これは児童相談所が高速とが表した者とは活力を追した。これは、一五条の上で処分に付されるもので、これを前提にした。これであることは、一五条をいて、一方であることは、一方であるとの認定を強要された上で面接指導を受けたのであるに、放火行為の存在にいて問われ、これを肯定しなかったにもかかわらず、放火行為をなしたの認定を強要された上で面接指導というである。

三 訴の利益 (本件処分により被る原告の損害)

原告は、本件面接指導処分により、つぎのような権利ないし法的保護に値する利益を侵害されることになるので、被告のした右処分につき、その違法を理由として処分の無効確認又はその取消を求める訴えの利益がある。

1 原告は、後記第二の四の1で述べるように、本件放火行為をしたことがなく、また、原告母子は、面接指導の際にも放火行為につき肯定しなかつたものであるところ、本件面接指導処分がなされ、これが存在すること自体により警察官の通告事実を追認した状態が維持され、これにより、原告は原告が非行事実をしたとの嫌疑を受けたままの不利益の受忍を強制される結果となり、原告の名誉等人格的利益が侵害されている。

2 また、原告母子は、前記のように、面接指導の際放火行為の有無について問われ、それについて肯定しなかつたのであるが、一四歳未満の少年が児童相談所で、 警察官からの通告の内容(触法行為)を肯定しなかつた場合、児童相談所長は、県 知事に報告し(法二六条一項一号)、県知事をして家庭裁判所へ送致させなければならない(法二七条一項四号)。なぜならば、児童相談所は、司法的権限つまり触法行為の存否や態様についての判断権限を有せず、専ら要保護性や要教護性を認定 する権限を有する福祉機関にすぎず、実務上面接にあたり触法行為の存否の確認を 行う場合があつても、それは右要保護性や要教護性の有無を調査する目的で行われ るにすぎない。したがつて、非行事実の存否に争いがある場合は、司法機能を有す る家庭裁判所に送致しなければならない。かように、児童相談所は事実認定の権限 がないから、触法行為の存否や態様について争いが生じた場合、司法的権限を有す る家庭裁判所に送致すると解さなければ、触法少年の冤罪事件を救済する途を全く 閉ざす結果を是認することになる。それゆえ、本件にあつては、被告は原告を家庭裁判所へ送致すべきであつたにかかわらず、原告に対し、面接指導をもつて最終処分とし、かつ、その旨の通知もせずに放置し、原告に対する放火行為をした触法少 年であるとの警察官の認定による嫌疑を追認した。かくては、一四歳以上の犯罪少 年は、少年法二七条の二第一項の類推解釈(少年法自身も、非行事実なき場合の規 定は不備だつたのである。) などによって、非行事実なき場合について救済されるにもかかわらず、一四歳未満の少年は、非行事実なき冤罪の場合全く救済されなく なるのであつて、被告は家庭裁判所への送致手続を措ることなく本件面接指導処分 をしたことにより、原告がこれを争う手段を奪つたもので、これは憲法三一条の適 正手続の保障や少年の人権保障、同法三二条の裁判を受ける権利の保障に反するも のであり、これにより、原告は右認定による嫌疑を受けたままの不利益の受忍を強 制される結果となり、もつて、非行事実の不存在を主張して争う機会を奪われ、こ れを争う権利を侵害されたものである。

3 以上1及び2で述べたところから、そのいずれにしても、原告の法律上保護された権利ないし法的保護に値する利益を侵害されている。それゆえ、原告は、本件面接指導処分の無効確認又は取消を求めることにより、右処分がなかつた状態に回復させる利益がある。

四 本件面接指導処分の違法性

1 本件処分は原告が前記放火行為をしたことを前提としているものであるところ、原告はそのようなことをしたことがないので本件処分はその前提を欠いてなされたものであり、明白かつ重大な瑕疵があつて無効である。そもそも原告は、原告が前記放火をしたのではないから、児童相談所で特に相談を受けなければならないような状態には全くなかつたのである。

3 また、本件面接指導処分には、つぎのごとき手続上明白かつ重大な瑕疵があり違法である。すなわち、本件のように、刑罰に触れる行為をしたか否かについて争いが生じた場合には、児童相談所が家庭裁判所へ送致して、その司法審査を受ける機会を与えるべきであるにかかわらず、被告が単に面接指導処分で終了させたことは違法である。すなわち、児童相談所が触法少年の非行事実の存否について疑問を持ち、あるいは少年や保護者がこれを争う場合、法二六条一項一号により県知事に報告し、県知事をして法二七条一項四号に基づき家庭裁判所へ送救させなければならない。児童相談所には非行事実の存否について調査判定の権限がないので、右の

場合には司法機能を有している家庭裁判所で判断するのが相当だからである。法二七条一項四号は本件のように非行事実が争われ、あるいは疑われる場合にも適用されるべきであるところ、被告は、原告母子が非行事実を争つているのに、面接指導をもつて最終処分とし、もつて原告が家庭裁判所で争う権利を侵害した。この点においても本件面接指導には明白かつ重大な瑕疵がある。五 結論

よって、原告は、被告に対し、一次的に本件面接指導処分が無効であることの確認を求め、それが理由ないとしても、二次的に右処分の取消を求める。 第三 請求原因に対する認否及び被告の主張

一 請求原因一の事実は認める。

二 1 請求原因二の1の事実中、原告が昭和五一年姿川中学校に在学中、原告主張の年月日に同校で放火事件が発生し、宇都宮中央警察署長が原告にその嫌疑をいい、昭和五一年八月二一日原告を右放火事件の犯人(触法少年)であるとして明確相談所に通告して受理されたこと、B児童福祉司が同月三〇日同相談所に出日と、原告の日本と面接し、原告の日本では、原告の日本に関する助言指導をしたが姿川中学校を訪問し、原告の担任教諭と面会して原告に関する助言指導をした。昭和五二年二月一〇日Bが右教諭に架電し、原告の生活状態を照会したこと、のようにして、同日をもつて、叙上のごとき面接指導が終了したこと、以上の事にはいずれも認めるが、その余の事実は争う。原告主張の面接指導は法一五条の二に基づくものであつて、原告主張のように児童相談所の長たる被告がなすべき法二六条に基づくものではない。

本件面接指導の経過はつぎのとおりである。すなわち、児童相談所は、昭和五一年八月二一日付をもつて、宇都宮中央警察署から原告に関する通告書が送付されて同 日これを受理した。右通告書記載の通告理由及び処遇意見としては、「児童は、 (1)昭和五一年二月二七日午前七時ころ宇都宮市<地名略>姿川中学校旧校舎東 昇降口外側羽目板を燃し、 (2)昭和五一年四月二六日午前五時五〇分ころ姿川中 敷地内の宿直室に続いた物置小屋を半燃させたものである。動機は、特になく好奇 心からと思料される。児童は、小学校中学年から現在まで特殊学級に入級している。言語障害のため進んで自己の意志を表現すること少なく友だちと接する機会があまりない。学校でも家庭でも一人で行動している。実父母妹との四人家族で両親 共働きのため放任がちである。児童への指導と保護者への助言が望まれる。」とい うのである。右通告を受理した後、担当課長、所長補佐、所長の供覧決裁に付し 地域担当者が担当するとの定めに従い同年八月二三日同地区担当者であるB児童福 社司がケースを、C心理判定技師が心理判定をそれぞれ担当することとし、Bが原告の母親に来所されたい旨を電話連絡したところ、同月三〇日が都合がよいとの回答を得たので、同日一時三〇分に原告母子に来所するように告げ、母親もこれを了解した。そして、右八月三〇日原告母子が来所し、Bが母親と面接して原告の生活歴、家庭、学校、友人関係、遊びの状況、保護者の養育方針等について事情聴取るが原告と西接して心理検索を行った。原告母子との西接は、原告が寄史した。 Cが原告と面接して心理検査を行つた。原告母子との面接は、原告が安定した 生活ができるよう保護者と今後の家庭養育の改善と原告の福祉をはかることを目的 とするものであるが、右面接において、原告の健全な育成を図るため、保護者と原 告との相互理解に努力するよう話し合つた結果、母親は昼間十分目をかけてやることができなかつたことを反省しており、対話のなかから母親も原告の気持を理解しようと努め、家族ぐるみで家庭生活を楽しくしていくことの意欲がみられた。なお、原告に対する心理検査及び面接の結果は、ボーダーライン級の知能で自分の感情表現をおされてしまう内向的な性格のように見うけられた。そして、面接の結果は、ボーダーナインの変質を表現をおされている。 を総合した上、家庭における親子関係の改善の見込があると判断されたので、原告 母子との面接は一回のみとし、その後、B福祉司が昭和五一年一二月二三日姿川中 マデとの間接は一回のみとし、その後、日福祉可が昭和五一年一二月二三日安川中学校を訪問し、担任と面会して原告の気持を理解し、受入れるよう意見交換を行い、助言指導し、その後さらに同福祉司が昭和五二年二月一○日電話で学校での生活状況を聴取したところ、原告が安定した学校生活を送つているとのことであつたので、被告にその経過を報告し、これをもつて本件はすべて終了したものである。以上の面接による助言は、法一五条の二第一項三号による児童相談所の業務である。 て、何らの処分をも行つているものではない。したがつて、児童福祉司指導措置又 は児童福祉施設入所措置の場合と異なり、本件面接結果については書面による通知 もなされでいないし、また、判定会議、措置会議も開かれていない。

2 請求原因二の2は争う。本件面接指導は、行政事件訴訟法三条に規定する行政 訴訟の対象となる行政処分ではない。それゆえ、本件訴えは、この点において不適

法であるから却下されるべきである。 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為であるというがためには、当該処分 により具体的な法的効果を伴なう優越的な国家意思が対外的に発動されていること が必要とされていることは明らかであるところ、本件面接指導は、法一五条の二第 一項三号に基づく指導であつて、児童(原告)とその家族環境を調査し児童(原 告)の健全な育成を図るために保護者と児童(原告)との相互理解に努力するよう 指導したに過ぎず、もとより、収容施設入所等の措置をとつたものでもなく、何らの処分行為もなされておらず、法的効果を伴わないものであるから、行政訴訟の対象となる行政処分に当らないことは明白であるといわなければならない。 児童相談所の主要な業務は、一般家庭などから児童の養育についてあらゆる相談を 受け、必要に応じて児童の家庭状況、生活歴、性行などを専門的な角度から調査・ 判定を行い、かつ、それに基づいて指導をすすめることである(法一五条の二)。 その相談は、家族・本人・知人等直接又は法二五条に規定されている一般人の義務 として口頭・電話・文書の形式をもつて通告あるいは福祉事務所及び家庭裁判所からの送致等の受付けによつて開始されるが、児童相談所であらゆる相談を受けるからといつて相談を選択したり、相談を強制することはできないし、また、相談は来談者との相互理解と信頼関係により成りたち、ソーシャルケースワークによる対応 であつて、あくまでその保護者等に相談という形で積極的に協力して児童の順調な発達に寄与することを目的としているのである。こうした相談の結果、当該ケース の処遇として法二六条に基づく児童福祉司、児童委員指導、当該福祉事務所送致、 市町村長等措置権者への報告及び法二七条に基づく都道府県知事の措置がなされることになる。面接指導の過程は、相談調査判定あるいは必要によつて一時保護による観察を行い、その結果等を資料として処遇方針が決定されるが、その中で児童相談所長のなりできまれる。法二八条、法二〇年間はませば、 して最終処理を行つている。この処遇は、法一五条の二による児童相談所の業務と して行う範囲のものであつて、「簡単な指示又は助言を与えることにより一回程度 の面接で比較的単純に指導処理を行うことに決定したもの」と、「カウンセリング又は遊戯療法等で少なくとも二回以上にわたつて継続実施することに決定したもの」とがあるが、本件での面接指導は児童福祉司指導措置と異なり主として児童相の場合を 談所において相互理解のもとに行われる助言指導であり、継続的な指導措置の伴わ ないものである。 面接指導の具体的処理手続について述べるならば、児童相談所は、家庭本人又はそ の他からの相談、通告、送致を受理したときは、受付面接又は通告、送致の内容等 から児童相談所の業務として取り扱う必要を認めたものについてはケースの主訴概 要から受理会議で担当者が決められる。この場合一般的にはケースワーカーは地区 を担当する児童福祉司が自動的に担当し、必要に応じ心理判定の担当者が決定され、決定された担当者は、原則的に児童福祉司と心理判定員とがチームを組み、所定の「児童相談のお知らせ」と題する書面に必要事項を記載して保護者及び児童本人に来所を求めるが、電話で呼び出すこともあるし、本件は電話連絡)、又は訪問 して相談に伴う調査を行う。そして、児童福祉司が主として保護者に面接し、主訴に基づく事項を重点に児童の生活状況・生活歴・社会環境等の調査を行い、判定員 が心理学的諸検査(心理測定観察・面接等)を通じて児童のもつ人格全体の評価を 行い、また、能力の程度、問題点の心理学的意味、心理的葛藤や適応機制の具体的内容等を探索するとともに指導方法を合わせて考慮するし、必要があれば嘱託医学的診断、更に一時保護による行動観察等の資料を加えて児童の処遇方針を策定する。ケースの処遇方針策定に当り、法二七条による指導又は施設入所等の措置の必要 要なケースは、措置会議に提出して討議を行い、措置の合議がなされたものは児童 福祉司指導又は施設入所等の措置決定の手続きがとられる。児童相談所長は法三 条一項により法二七条による知事の措置権についての委任を受けているので、法二 大条によらず、法二七条が優先し、同条により所長の決裁により措置決定となる。 決定された措置は、規則二四条及び二五条に基づき保護者に措置決定した旨を通知 する。本件については、面接指導したことについて、何らの通知もしておらず、通 知の必要もなかつたものである。つぎに、学校との連携について述べるならば、相 談の対象者就学中の児童生徒であるとき、相談の主訴等から学校状況調査の必要な ものについては、文書又は電話等で照会あるいは学校を訪問して調査を行うが、こ れらの調査は、児童の問題行動を知ることと、児童の学校生活適応状況を把握して 児童の全体像を理解し、処遇方針を策定する資料を得るためのものである。児童の 社会調査と心理判定の結果学校とのかかわりを必要とするケース及び処遇方針に学

校との連携を必要とするケースについては、児童福祉司が中心となって児童の担任 又は生徒指導担当教諭等と意見交換が行われるが、児童の問題行動よりもその児童 をどのように理解し、学校に受け入れるかが中心になり一般的には、児童の持つ心 情を理解し、温かく受け入れることが重要であり、必要によつては個別的にかかわ りを持ち、信頼関係をきずく指導等が望まれるところである。本件にあつては、前 述のとおり昭和五一年一二月二三日Bが姿川中学校を訪問し、担任と会い原告の学校生活状況を聴取するとともに、原告の気持を理解して受け入れ、安定した学校生活が送られるよう、また、今後保護者と連絡を取りあい指導されるよう話合いを持ち、その後昭和五二年二月一〇日姿川中学校に電話連絡したところ、担任の話である。 は、原告が病欠以外休みもなく落着いて生活しており、また、担任は母親と連絡を 取り合つて原告を励ましているとのことであつたので被告にこれを報告し、これを もつて終了としたものである。 請求原因三の事実中、昭和五二年二月一〇日本件につき面接指導処分が終了し たことば認めるが、その余の事実及び原告主張の見解は争う。 四 請求原因四の事実中、昭和五二年二月一〇日本件につき面接指導処分が終了し たことは認めるが、その余の事実及び原告主張の見解は争う。 第四 証拠関係(省略) 請求原因一の事実(原告(昭和三八年一月六日生)が昭和五〇年四月宇都宮市 立姿川中学校に入学し、以後三年間同校に在学していたものであり、被告が栃木県 中央児童相談所の所長として原告主張どおりその所務を掌理し、その主張どおりの 権限等を有すること。)については、当事者間に争いがない。 請求原因二の1の事実中当事者間に争いのない事実及び成立につき争いのない 乙第一、第二号証のほか、前記第三の二の1において被告が主張する本件面接指導 のなされた具体的経緯につき原告において格別争つていない等弁論の全趣旨を合わ せ考えると、つぎの事実が認められる。 原告が昭和五一年姿川中学校に在学中、原告主張の年月日に同校で放火事件が発生 宇都宮中央警察署長が原告にその嫌疑をかけ、同年八月二一日原告を右放火事 件の犯人(触法少年)であるとし、栃木県中央児童相談所に通告して受理された。 右通告は、被告主張どおりの通告理由・処遇意見が記載された書面をもつてなされ、被告の供覧決裁を経て、同月二三日その担当者としてB児童福祉司とC心理判定技師が決められ、Bが原告の母と来所期日を打ち合せ、同月三〇日原告母子承諾 のもとに両名を来所させ、同福祉司が母親と面接して原告の生活歴、家族・学校・ 友人関係等の状況、保護者の養育方針等について事情聴取し、C技師が原告の心理 検査を行い、右面接と検査の結果から、同福祉司は原告方の家庭における親子関係 の改善の見込みがあると判断されたので、原告母子との面接は一回のみで終了させ それ以後の面接をしないこととしたが、同福祉司は、その後同年一二月二三日姿川中学校を訪れて担任教諭と面会し、意見を交換し、原告に関する助言・指導をし、その後さらに昭和五二年二月一〇日担任教諭に架電して、原告の生活状況等を照会し、原告が安定した学校生活を送っているとの回答を得たので、被告にその経過を 報告し、同日をもつて、原告に関する事件が終了された。しかし、原告に対し右終 了通知は何らなされてはいない。また、児童相談所長が法二六条一項二号の措置を とるには、児童相談所事務処理要領により措置会議を経て決定されるべきところ、

これは児童福祉司による指導の一態様、すなわち、児童やその保護者と直接児童福祉司が面接した上での事情聴取や助言等をすることによる指導をいうものであると

解され、乙第二号証によれば、栃木県(民生部)では「県童相談所事務処理要領」を制定しているところ、同要領によると、児童相談所の取り扱う事業のうち、措置事業の内容として、「措置」とその他の処理とに分け、「措置」の中の児童福祉司による指導を法二六条一項二号、二七条一項二号に基づくものとし、「その他の処理」の中の一つとして「面接指導(助言指導)」を挙げ、これを法一五条の二第一項に基づくものとして分別していることが認められるが、いずれにせよ、指導自体に着目するかぎりにおいては法一五条の二や二六条にいう児童福祉司による指導であることに相異はない。

ろで、法二五条は「保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適当で あると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなけ ればならない。但し、罪を犯した満一四歳以上の児童については、この限りではな い。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。」と規定 するところ、本件での警察署長からの前記通告が同条にいう通告であることは明ら かである。しかして、法一五条の二は、児童相談所の行う業務として、その一項で、「一児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。二児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学 的及び精神衛生上の判定を行なうこと。三児童及びその保護者につき、前号の調査 又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。四児童の一時保護を行うこと。」と 規定し、法二六条は、児童相談所の長の措置権限として、その一項で、「児童相談 第二十五条〔児童相談所等への通告〕の規定による通告を受けた児童、前 条第一号又は少年法(昭和二三年法律第一六八号)第一八条第一項〔家庭裁判所か 条第一号又は少年法(昭和二三年法律第一八八号)第一八条第一項(家庭裁刊別がらの送致)の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は好産婦について、必要があると認めたときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。一第二七条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。二児童又はその保護者を児童福祉司又は児童委員に指導させること。三前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉の各所は異なると、西古 二条から第二四条まで〔助産所・母子寮・保育所への入所措置〕の措置を要す マースがられて日本より、同様の「ロース」、体育が、の人が相直」の相直を要すると認める者は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。」と規定しているから、以上の諸規定に照らし、児童相談所の事件の受理は、(1)法一五条の二第一項一号による相談、(2)法二五条による通告、(3)法二五条の二第一号による送致、(4)少年法一八条による送致の以上四つの場合があり得る ところ、これらのいずれの場合についても、児童相談所において必要に応じて事情 聴取、児童及びその家庭につき必要な調査、医学的心理学的等の判定を行い、右調 査判定に基づき、児童及びその保護者に対して必要な指導を行うが(法一五条の 児童相談所長は右(1)ないし(4)の場合において必要であると認めると きは相談所長として法二六条所定の各措置をとらなければならず、かつ、同条一項 二号の場合には児童相談所長は指導担当の児童福祉司の住所、氏名、指導に付する 旨を児童又は保護者に告げなければならないとされ(規則二一条)、 児童又は保護者に指導措置の解除、停止、変更を適当と認めたときは児童相談所長に意見を述べなければならないとされている(規則二二条)。また、法二六条一項二号の措置をとるには措置会議を経て決定するものとされている(児童相談所事務 処理要領第六章第三節=乙第二号証四六頁以下参照。)。なお、右の点は、法三 条により児童相談所長が都道府県知事から法二七条の権限を委任されてする場合も 同様である。

する行政訴訟の対象となる行政処分とはいいがたいから、この点において、原告の 本件訴えは不適法であるといわなければならない。

四 つぎに、本件訴えの利益の有無について判断するのに、本件訴えは、つぎの理 由により、その利益がない(この点は、本件面接指導処分が原告主張どおり法二六 条に基づくものであると解するとしても同断である。)。すなわち、原告は本件訴 えの利益として、1本件面接指導処分の存在自体によりいわれなき冤罪による名誉 等の人格的利益を侵害され、あるいは、2家庭裁判所への送致手続をすることなく 本件面接指導処分をしたことにより非行事実の存否を争う機会を奪われ、これを争 う権利を侵害されたと主張する。ところで、以上の主張は、要するに、本件面接指導処分の無効が確認されるか又はその取消がなされるかすることにより、原告が触 法行為をしたとの嫌疑認定がなされなかつたという状態を回復することにあると解 される。しかし、児童相談所(長)の機能権限は、もともと、前記法一五条の二第 一項二号三号所定の調査、判定に基づき、児童の要保護性の有無を判定した上、その福祉に必要な措置を決定するにあるところ、たとい通告内容が触法行為であつたとしても、要保護性の有無の判定上当該触法行為を前提とするとはいえ、その存否自体の最終的判断権を有するものではなく(このことは原告白らも指摘主張すると ころである。)、警察官の通告事実を追認するものでもない。本件面接指導も以上 の趣旨において要保護性の有無・程度の調査判定の結果によりなされたもので、触 法行為の存否自体を終局的に判定したものでないことは明らかである。けだし、本 件において、中央警察署長の通告自体は児童相談所の事件受理の端緒にすぎず、触 法行為の存否は事件受理後になされる措置等の処分の前提とされるにすぎないから である。したがつて、また、面接指導処分の無効を確認し、又はその取消をしてみたところで、触法行為の存否やその嫌疑の有無自体には何らの消長をも来たすもの ではない。それゆえ、触法行為の不存在ひいてはその嫌疑の不当なことを理由とし て面接指導処分の無効確認又はその取消を求める法律上保護される利益はないとい わなければならない。のみならず、本件面接指導はすでに終了していることについては当事者間に争いがないところ、面接指導自体は事実行為であり、かように処分 終了後においては、その無効を確認しあるいは取消をすることによつて、右事実行 為自体がそれ以前の状態に回復される性質のものではないし、また、人格的利益の 侵害の回復といつても、これをもつて未だ処分の直接的な法律上の効果の回復とまではいえず、それは事実上のものというのほかなく、この点からしても、本件で は、行政事件訴訟法九条にいう回復すべき法律上の利益があるとはいえないから 本件訴えは不適法といわなければならない。また、訴えの利益に関する原告の主張中、被告は家庭裁判所へ送致する措置をとるべきであつたのにこれをしなかつたこ とにより、非行事実の存否を争う原告の権利を侵害したとの主張部分は、本件のご とき処分の無効確認や取消を求める訴えにあつては、処分をしたこと自体によつて 被る直接の利益の侵害とはいいがたいので、この主張も理由がない。 五 結論

以上の理由により、原告の本件訴えは、第一次・第二次請求のいずれとも不適法であるから、その余の点について判断するまでもなくこれを却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 菅本宣太郎 赤塚信雄 宮川博史)